

学校施設使用の手引き書

使用者はこの手引き書に記載の内容に従い、正しい手続きのもと、学校施設を使用してください。

手引き書に記載の事項を守られない団体には、学校施設の使用を制限する場合がありますのでご了承ください。

七尾市教育委員会

令和5年3月

①使用方法について

施設を使用するときや定期的に施設を使用したいときは下記の枠内の手続きを行ってください。使用申請は必ず事前に行い、無許可で使用することがないようにしてください。

申請書を使用する学校に提出。

使用日の3か月前～1か月前までに以下の書類を提出すること。

(1)七尾市立学校施設使用許可（兼使用料減免）申請書

- まとめて申請できるのは3か月まで。年度を通しての使用を予定していても、3か月ごとに提出すること。
- 使用する施設ごとに提出すること。

例) 体育館及び運動場を使用する場合はそれぞれについて（計2通）提出すること。

(2)七尾市立学校施設使用団体登録申請書

- 学校施設を定期的に使用する団体は、年度初回の使用申請時に併せて提出すること。
- 団体登録の内容（代表者、活動日時、メンバー等）に変更があった場合は、速やかに提出し直すこと。

学校で申請内容の承認後、七尾市教育委員会が許可及び使用料の減免を決定。

学校から許可書を受け取り、学校施設を使用。

※施設の鍵を借りる時間帯や返却方法を事前に学校に確認し、指示に従うこと。

※許可を受けた（申請書に記載した）日時以外は使用できません。

…許可を受けた期間中でも、追加で使いたい日があれば新たに申請が必要です。

例：「4/1～6/30の毎週火曜日に使用の申請及び許可取得済の団体が5/30（土）も使いたい」場合、5/30（土）の使用申請を新たに行い、許可を受けなければ使用できません。

※許可の条件として、次の5項目が定められています。必ず守ってください。

- 1 使用時間を厳守すること。
- 2 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- 3 使用した施設、設備は原状に回復し、清掃を確実にすること。
- 4 使用日誌を管理者から受け、記入して提出すること。
- 5 施設、設備の破損等が生じた場合は、すみやかに学校長及び七尾市教育委員会に報告すること。

②使用料について

◎基本使用料について

各施設の使用料は、下記のとおり定められています。

施設の種類	使用料	照明施設使用料
会議室、調理室及び和室等	1時間につき100円	1時間につき200円
屋内運動場	1時間につき250円	1時間につき250円
屋外運動場	1時間につき250円	1時間につき1,000円

※使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間とします。

※下記に該当する場合は、使用料の減免対象となります。使用許可申請書の減免申請理由欄に、次の(1)～(6)の該当する号数を必ず記入してください。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) 教育委員会が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (3) PTAが学校教育の目的のための行事に使用するとき。
- (4) 市内の保育園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の教育活動で教育委員会が認めるものに使用するとき。
- (5) 営利を目的としない団体（任意により結成された団体を含み、共通の目的を達成するため5人以上で構成される団体名を有した団体。）が文化及び体育振興を目的とした行事に使用するとき。
- (6) 教育委員会が認めたとき。

※小丸山小学校、朝日小学校、田鶴浜小学校、能登島小学校、七尾中学校、能登香島中学校及び中島中学校の屋外運動場夜間照明施設使用料は減免対象とはなりません。

※入場料その他これに類する対価を徴収して使用するときも使用料の減免はしません。

◎使用料の支払いについて

屋外運動場夜間照明施設使用料金は、使用する学校に適切に支払ってください。

ただし、詳細な支払日（毎月末／毎週末／使用の都度 等）は各学校で異なるため、事前に学校に確認し、遅滞なく支払いを行ってください。

③使用実績の記録について

使用の都度、学校に設置（または学校から配布）されている使用日誌を必ず記入してください。

記入事項は、各学校の様式に従い、すべて記入してください。自己判断で記入を省略したり、内容を変更したりすることはしないでください。

※使用日誌の記入は、施設使用許可の条件として定められています。

④使用中の安全管理について

- ・施設使用中、不審者の侵入等がないよう安全管理に配慮してください。
- ・使用中のケガ（施設の不備からくるものを除く）については責任を負いかねるので、傷害保険に必ず加入してください。
- ・活動中のケガの防止及び、施設環境の維持のため、体育館を使用する団体は内履きを使用すること。
- ・学校施設内および敷地内はすべて禁煙です。また、火災の恐れがありますので暖房器具の持ち込み及び使用も、原則禁止とします。

⑤使用にあたっての遵守事項について

- (1) 学校施設の使用時間は午前5時30分から午後9時30分までです。
- (2) 学校施設内および敷地内はすべて禁煙です。
- (3) 許可を受けた使用日時を厳守してください。
- (4) 使用許可を受けた場合でも、小中学校、七尾市の行事等での使用を優先させること。
- (5) ほかの使用者、周辺住民の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 目的以外で使用しないこと。
- (7) 使用した施設・設備等の清掃を行いゴミ等を持ち帰り、マナーを守って使用すること。
- (8) 使用した施設の消灯、戸締りを確認し、速やかに帰ること。
- (9) 万一の事故や損傷があったときは、直ちに使用している学校および七尾市教育委員会に連絡し、明らかに使用者に過失がある場合には、責任をもって補償すること。
- (10) 手指消毒及び施設の換気等を行い、感染症対策に努めること。
- (11) 駐車場以外のスペースに車の駐車をしないこと（一時的な停車についても同様）。
- (12) その他、詳細については条例、規則、注意事項を遵守し、使用施設の学校及び七尾市教育委員会の指示に従うこと。

問い合わせ先	七尾市教育委員会教育総務課
	電話番号: 0767-53-8435
	FAX番号: 0767-52-5194